

## とやま県民活躍・働き方改革推進会議設置要綱

## (目的)

第1条 県内において経済団体、労働団体、有識者、行政等が一体となって働き方改革推進に向けた取組みを議論し、県民運動として展開するため、とやま県民活躍・働き方改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 長時間労働の是正に向けた取組みに関すること
- (2) 柔軟で多様な働き方の推進に関すること
- (3) 女性の活躍推進に関すること
- (4) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 推進会議は、委員30名以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、経済団体、労働団体、業界団体及び行政の代表者等のうちから知事が委嘱する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

## (役員)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、富山県知事をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名する。

## (役員職務)

第7条 会長は、会議を進行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

## (会議)

第8条 推進会議は、知事が招集する。

2 推進会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が推進会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 公開することにより、推進会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 会長が必要と認めた場合は、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (女性の活躍推進委員会)

第9条 女性の活躍や働き方の見直しに向けた取組みを議論するため、推進会議に女性の活躍推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## (事務局)

第10条 推進会議の事務局は、富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課に置く。

## (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

## 女性の活躍推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 とやま県民活躍・働き方改革推進会議設置要綱第9第1項の規定に基づき、とやま県民活躍・働き方改革推進会議に、女性の活躍推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討するものとする。

- (1) 仕事と家庭の両立支援の推進に関する事
- (2) 女性のキャリアアップ、チャレンジ支援に関する事
- (3) 男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進に関する事
- (4) その他女性の活躍推進に向けた取組みに関する事

### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員会に属する委員は、委員会の協議又は検討すべき事項に関し見識のある者のうちから知事が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

### (役員)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から知事が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

### (役員職務)

第7条 委員長は、会議を進行する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第8条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、知事が委員会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
  - (3) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
  - (4) 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 知事が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第9条 委員会の事務局は、富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課に置く。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。